

大阪府介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）交付要綱

（趣旨）

第1条 府は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く福祉・介護職員の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組みを行うことを前提として、令和4年2月から9月までの間、収入を3パーセント程度（月額9,000円）引き上げるための措置を実施することを目的として、令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善支援事業（令和3年度補正予算分）実施要綱（令和4年4月1日付け障発0401第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）及び令和4年度（令和3年度からの繰越分）福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金（令和3年度補正予算分）交付要綱（令和4年4月1日付け厚生労働省発障0401第5号厚生労働事務次官通知。以下「国交付要綱」という。）に基づき、障がい福祉サービス等事業所が、当該賃金改善を行うために必要な費用に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（補助事業等）

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等は別記のとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を令和4年4月15日までに知事に提出しなければならない。

- （1）介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）計画書（以下「計画書」という。）、様式2-1、様式2-2、様式5-1及び様式5-2
- （2）その他知事が必要と認める書類

2 前項の申請は、障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設、障がい児通所支援事業者又は障がい児入所施設（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）が行うものとする。

3 障がい福祉サービス事業者等が、令和4年2月4日付け障生第1995号「介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の申請等について」に基づき、介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）に係る賃金改善開始の報告を知事に提出した場合は、別記5（1）に定める書類を提出したものとみなす。

（補助金の交付の決定及び通知）

第4条 知事は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。

2 知事は、補助金の交付の決定をしたときは、交付額の算定方法、交付の条件その他必要な事項を、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第5条 規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

- （1）補助事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。

- (2) 交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について府へ納付しなければならないこと。
- (3) 計画書及び実績報告書の記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。
- ア 労働基準法（昭和**22**年法律第**49**号）第**89**条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）
- イ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）
- (4) 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付の決定からその額の確定までの間に次のいずれかに該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式5-3号）を速やかに知事に提出し、その指示を受けること。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第**77**号）第**2**条第**2**号に規定する暴力団
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第**2**条第**6**号に規定する暴力団員
- ウ 大阪府暴力団排除条例（平成**22**年大阪府条例第**58**号）第**2**条第**4**号に規定する暴力団密接関係者
- エ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から**1**年を経過しない者
- オ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和**22**年法律第**54**号）第**49**条に規定する排除措置命令又は同法第**62**条第**1**項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から**1**年を経過しない者

（経費等の軽微な変更等）

第6条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更とは、補助対象経費の総額に対して**20%**以内の増減を伴う事業内容の変更とする。

（補助金の交付）

第7条 知事は、令和4年2月分から同年4月分の賃金改善分を対象とした補助金については、6月に概算払するものとし、同年5月分から9月分の賃金改善分を対象とした補助金については、各月に対応した額の補助金を当該月の2か月後に概算払するものとする。

2 知事は、補助事業者に係る補助対象月の障がい福祉サービス等報酬総額について大阪府国民健康保険団体連合会から報告を受けたときは、補助事業者から当該月に係る補助金の概算払の請求があったものとみなす。

（立入調査）

第8条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（補助金の返還等）

第9条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

- (1) 第5条の条件を順守しなかったとき

- (2) 正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき
- (3) 補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があったとき
- (4) 虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき
- (5) 補助金の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら第12条の特別事情届出書の届出が行われていない等、本要綱の規定に違反したとき
- (6) 労働基準法等の違反により罰金刑以上の刑に処せられたとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第10条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別記

補助事業、補助対象事業所等、対象経費及び補助額等

1. 賃金改善の対象

本補助金の対象は、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)を算定する障がい福祉サービス施設・事業所等(以下「施設・事業所」という。)に勤務する福祉・介護職員とする。また、施設・事業所において、福祉・介護職員以外の職員を改善の対象に加えることも可能とする。その際、本補助金が福祉・介護職員の処遇改善を行うものであることを十分に踏まえた上で実施するものとする。

なお、就労定着支援、自立生活援助、地域相談支援、計画相談支援及び障がい児相談支援については、本補助事業の対象外とする。

本補助事業の対象となる福祉・介護職員は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様に次のいずれかの職種とする。

ホームヘルパー、生活支援員、児童指導員、保育士、障がい福祉サービス経験者(※1)、世話人、職業指導員、地域移行支援員、就労支援員、訪問支援員、夜間支援従事者、共生型障がい福祉サービス等事業所及び特定基準該当障がい福祉サービス等事業所に従事する介護職員

※1 障がい福祉サービス経験者とは、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)(以下「障がい児通所支援の人員基準」という。)に規定する、学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障がい福祉サービスに係る業務に従事した者をいう。

※2 各障がい福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされている従業者の職種に限らず、上記の対象職種に該当する従業者は対象とすること。

※3 上記の他、各障がい福祉サービス等の人員基準において置くべきこととされていないが、福祉・介護職員と同様に、利用者への直接的な支援を行うこととされ、その配置を報酬上の加算として評価されている以下の職員については対象に含めて差し支えないこととする。

① 就労継続支援A型の「賃金向上達成指導員」(賃金向上達成指導員配置加算)

② 就労継続支援B型の「目標工賃達成指導員」(目標工賃達成指導員配置加算)

③ 児童発達支援及び放課後等デイサービスの「指導員等」(児童指導員等加配加算におけるその他の従業者)

2 事業内容

令和4年2月から9月までの間、福祉・介護職員に対して3パーセント程度(月額9,000円)の賃金改善を行う施設・事業所に対して、当該賃金改善を行うために必要な費用を交付する。ただし、障がい福祉サービス等報酬の月遅れ請求等があった場合、当該請求に係る交付額の支給を最大2か月間対応することとする。

3 補助額

補助額 = a × b (1円未満の端数切り捨て)

- a 補助対象月の一月当たりの障がい福祉サービス等報酬総額（ただし、過去に支払われた報酬の額に誤りがあったため、過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分を含む（令和4年1月サービス分以前の過誤調整分は含まない。）。また、障がい児入所施設等については、支弁した障がい児施設措置費も含めることとする。）
- b サービス別交付率（別紙1表1）

4 賃金改善の要件

障がい福祉サービス事業者、障がい者支援施設、障がい児通所支援事業者又は障がい児入所施設（以下「障がい福祉サービス事業者等」という。）は、交付額に相当する福祉・介護職員等の賃金（基本給、手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。）を含む。）の改善（以下「賃金改善」という。）を実施しなければならない。

賃金改善は、基本給、手当、賞与等のうち対象とする賃金項目を特定した上で行うものとし、この場合、特定した賃金項目を含め、賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。また、令和4年10月以降においても、本補助事業により講じた賃金改善の水準を維持すること。

原則として、障がい福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を実施しなければならない。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、同月分を令和4年3月分とまとめて支払うこととしても差し支えない。

また、安定的な処遇改善が重要であることから、基本給による賃金改善が望ましく、本補助事業による賃金改善が賃上げ効果の継続に資するよう、賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること。ただし、就業規則等の改定に時間を要するなど、やむを得ない場合は、令和4年2月分及び3月分については、この限りではない。

5 その他

(1) 令和4年2月分から賃金改善を行った旨の報告

障がい福祉サービス事業者等は、令和4年2月分から賃金改善を行った旨を、様式1により令和4年2月末日までに知事に報告すること。

(2) 計画書の作成

障がい福祉サービス事業者等は、次の一から五までに掲げる事項について、様式2-1及び様式2-2により作成し、令和4年4月15日までに知事に提出すること。

一 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の見込額

賃金改善実施期間における介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の見込額をいう。

二 賃金改善の見込額

賃金改善実施期間における賃金改善に要する見込額（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額を上回る額をいう。

a 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）により実施される賃金の改善見込額を加えた福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額

b 前年度の福祉・介護職員等の賃金の総額

令和3年2月から9月までの8か月間の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額。なお、これにより難い合理的な理由がある場合には、他の適切な方法により前年度の福祉・介護職員とその他の職員毎の賃金の総額を推定するものとする。

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善に要する見込額及び他の賃金項目による賃金改善に要する見込額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

四 賃金改善実施期間

原則、令和4年2月から9月までの期間をいう。

五 賃金改善を行う賃金項目及び方法

賃金改善を行う賃金項目（増額若しくは新設した又はする予定である給与の項目の種類（基本給、手当、賞与等）等）、賃金改善の実施時期や対象職員、一人当たりの平均賃金改善見込額をいい、当該事項について可能な限り具体的に記載すること。また、介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）により実施される賃金改善の他に、各障がい福祉サービス事業者等の独自の賃金改善を行っている場合には、その内容を記載すること。

(3) 実績報告書等の作成

障がい福祉サービス事業者等は、次の一から三までに掲げる事項について、様式3-1及び様式3-2により作成し、令和5年1月末日までに知事に提出し、2年間保存することとする。

一 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の総額

二 賃金改善所要額

各障がい福祉サービス事業者等において、賃金改善実施期間における賃金改善に要した費用（当該賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分に充当した場合は、その額を含む。）の総額（aの額からbの額を差し引いた額をいう。）であって、一の額以上の額を記載する。

a 福祉・介護職員とその他の職員毎に支給した賃金の総額

b 前年度の賃金の総額（7（2）二bの額）

三 ベースアップ等による賃金改善の見込額等

二のうち、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げによる賃金改善額及び他の賃金項目による賃金改善額であって、福祉・介護職員とその他の職員毎の総額をいう。

(4) 届出内容を証明する資料の保管及び提示

介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の交付を受けようとする障がい福祉サービス事業者等は、計画書の提出に当たり、計画書のチェックリストを確認するとともに、記載内容の根拠となる資料及び以下の書類を適切に保管し、知事から求めがあった場合には速やかに提示しなければならない。

イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条に規定する就業規則（賃金・退職手当・臨時の賃金等に関する規程を就業規則と別に作成している場合には、それらの規程を含む。以下「就業規則等」という。）

ロ 労働保険に加入していることが確認できる書類（労働保険関係成立届、労働保険概算・確定保険料申告書等）

(5) 知事への変更の届出

障がい福祉サービス事業者等は、計画書に変更（次の①から③までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、[様式2-1及び2-2]に記載し、その事実が判明した日から起算して一月以内に知事に届けなければならない。

① 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書の作成単位に変更があった場合。

② 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障がい福祉サービス事業者等において、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合。

③ 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合。

(6) 特別事情届出書

事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。以下この（6）において同じ。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の①から④までの事項を記載した様式4の特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書」という。）を知事に届け出ること。

- ① 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の交付を受けている障がい福祉サービス事業者等の法人の収支（障がい福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- ② 福祉・介護職員（その他の職員を賃金改善の対象としている施設・事業所については、その他の職員を含む。（以下この（6）において同じ。））の賃金水準の引き下げの内容
- ③ 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- ④ 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法 等

6 留意事項

(1) 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の停止

知事は、介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の交付を受ける障がい福祉サービス事業者等が①又は②に該当する場合は、既に交付された介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の一部又は全部を返還させることができる。

なお、複数の施設・事業所を有する障がい福祉サービス事業者等（法人である場合に限る。）であって一括して計画書を作成している場合、当該施設・事業所の指定権者間において協議し、必要に応じて監査等を連携して実施すること。

- ① 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の交付額に相当する賃金改善が行われていない、賃金水準の引き下げを行いながら5（6）の特別事情届出書の届出が行われていない等、算定要件を満たさない場合
- ② 虚偽又は不正の手段により交付金を受けた場合

(2) 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の交付要件の周知・確認等

① 賃金改善方法の周知について

介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の届出を行った障がい福祉サービス事業者等は、当該事業所における賃金改善を行う方法等について5の（2）を用いて職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても職員に周知すること。

また、職員から介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）に係る賃金改善に関する照会があった場合は、当該職員についての賃金改善の内容について、書面を用いるなど分かりやすく回答すること。

② 計画書等について

知事が障がい福祉サービス事業者等から計画書を受け取る際は介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の「見込額」と「賃金改善の見込額」を、実績報告書を受け取る際は介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の「交付総額」と「賃金改善所要額」を比較し、必ず「賃金改善の見込額」や「賃金改善所要額」が上回っていることを確認すること。また、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられていることについても、同様に確認すること。

③ 労働法規の順守について

介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の目的等を踏まえ、労働基準法等を遵守すること。

(3) その他

- ① 本補助事業による賃金改善については、障がい福祉サービス等報酬における福祉・介護職員処遇改善等加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算における賃金改善額及び支払賃金には含めないこととする。
- ② 交付額については、同一の設置者・事業者が運営する他の施設・事業所（介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）の対象である施設・事業所に限る。）における賃金改善に充てることができる。
- ③ 障がい福祉サービス事業者等に対する補助については毎月支払うことを基本とすること。ただし、令和4年2月分及び3月分については、同年4月分とあわせて支払うこととする。

別紙 1

表 1 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	3.6%
重度訪問介護	3.6%
同行援護	3.6%
行動援護	3.6%
重度障がい者等包括支援	3.6%
生活介護	1.1%
施設入所支援	2.6%
短期入所	2.6%
療養介護	2.6%
自立訓練（機能訓練）	1.7%
自立訓練（生活訓練）	1.7%
就労移行支援	1.3%
就労継続支援 A 型	1.3%
就労継続支援 B 型	1.3%
共同生活援助（指定共同生活援助）	2.4%
共同生活援助（日中サービス支援型）	2.4%
共同生活援助（外部サービス利用型）	2.4%
児童発達支援	1.9%
医療型児童発達支援	1.9%
放課後等デイサービス	1.9%
居宅訪問型児童発達支援	1.9%
保育所等訪問支援	1.9%
福祉型障がい児入所施設	3.5%
医療型障がい児入所施設	3.5%

注 障がい者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

表 2 介護職員等処遇改善支援補助金（障がい者福祉事業）非対象サービス

サービス区分	交付率
就労定着支援、自立生活援助、計画相談支援、障がい児相談支援、地域相談支援（移行）、地域相談支援（定着）	0%